

報告第6号

市長の専決処分事項の報告について

和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年7月11日

大田原市長 津久井 富雄

和解について

平成26年6月8日、大田原市市野沢2077番地地先、市道小滝2号線で発生した消防ポンプ自動車の事故について、次のとおり和解する。

記

1 和解の内容

- (1) 相手方は、大田原市に対し消防ポンプ自動車損害額 30,240円を支払う。
- (2) 大田原市は、相手方に対し車両損害額は支払わない。
- (3) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前2項に定める以外の請求はしない。

2 相手方の住所及び氏名

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○